加盟団体代表者 各位

公益財団法人相模原市スポ 会 長 三 塚



緊急事態宣言の延長に伴う対応について(依頼)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当協会スポーツの普及・振興につきまして、格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、相模原市から別紙「緊急事態宣言の延長に伴う対応について」のとおり、依頼がありました。

つきましては、以下のとおり御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 各種目団体事業について

・各種目団体が主催する事業については、市からの発表資料並びに施設の利用 (休止) 状況を踏まえ判断してください。

2 市スポーツ施設の利用中止について

- ・緊急事態宣言の終了までの間、市スポーツ施設の休止期間を延長することが決定しました。
 - ※施設の利用休止等については相模原市HPまたは施設に御確認ください。 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/koho/1019215.html)
- ・市スポーツ施設の休止期間中の利用分について、施設使用料等が<u>全額還付</u>となります。なお、還付に関しては、施設によって手続きが異なりますので、施設管理者に 直接お問い合わせください。

3 その他について

- ・政府の緊急事態宣言の延長を受け、当協会事務局職員の在宅勤務及び正午から午後1 時まで窓口業務の休止についても3月7日(日)まで実施します。
- ・加盟団体の皆様におかれましても、引き続き、来局する際は最少人数でお越しいただ きますようお願い申し上げます。
- ・けやき会館3階の社会教育関係団体室も緊急事態宣言の終了まで、利用休止となりま すので利用団体は御注意ください。

以上

公益財団法人相模原市スポーツ協会事務局 電話 042-751-5552 担当 篠﨑・菅原